

# 第1部 総則

## 第1節 計画の方針

### 1-1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画（震災対策編）に基づき、大阪市此花区役所が作成する計画であり、此花区域の震災にかかる災害予防、災害応急対策に関する事項を定めることにより、此花区がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、大阪市ほか防災関係機関と相互に協力するとともに、区民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、此花区域、並びに区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

### 1-2 基本理念

この計画は、災害対策基本法（以下法という）に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。防災関係機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていくと同時に、区民等や事業者が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、区民等や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

区民等や事業者においても、目的、基本理念に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

### 1-3 地区防災計画

各地域の区民及び事業者は、必要に応じて当該地域における自発的な防災活動計画を作成することで、此花区役所と連携した防災力の向上に努めるとともに、此花区役所は必要に応じて、地区防災計画を此花区地域防災計画に、その内容を位置づけるものとする。

「地区居住者等」は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

### 1-4 用語等の定義

#### (1) 災害

法第2条第1号に規定する災害をいう。

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

#### (2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

#### (3) 事業者

市内で事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

#### (4) 区民等

此花区民及び此花区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、又は区内を通過する者をいう。

(5) 自主防災組織

法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

**第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。**

**2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。**

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災又は津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事が出来ない区民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

### 1-5 法令等との整合

この計画は、此花区における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

### 1-6 計画の修正

此花区役所は、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

### 1-7 計画の習熟及び推進

此花区役所は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

### 1-8 計画の進捗状況の把握・公表

此花区役所は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表する。

## 第2節 区域の概況

### 2-1 地勢

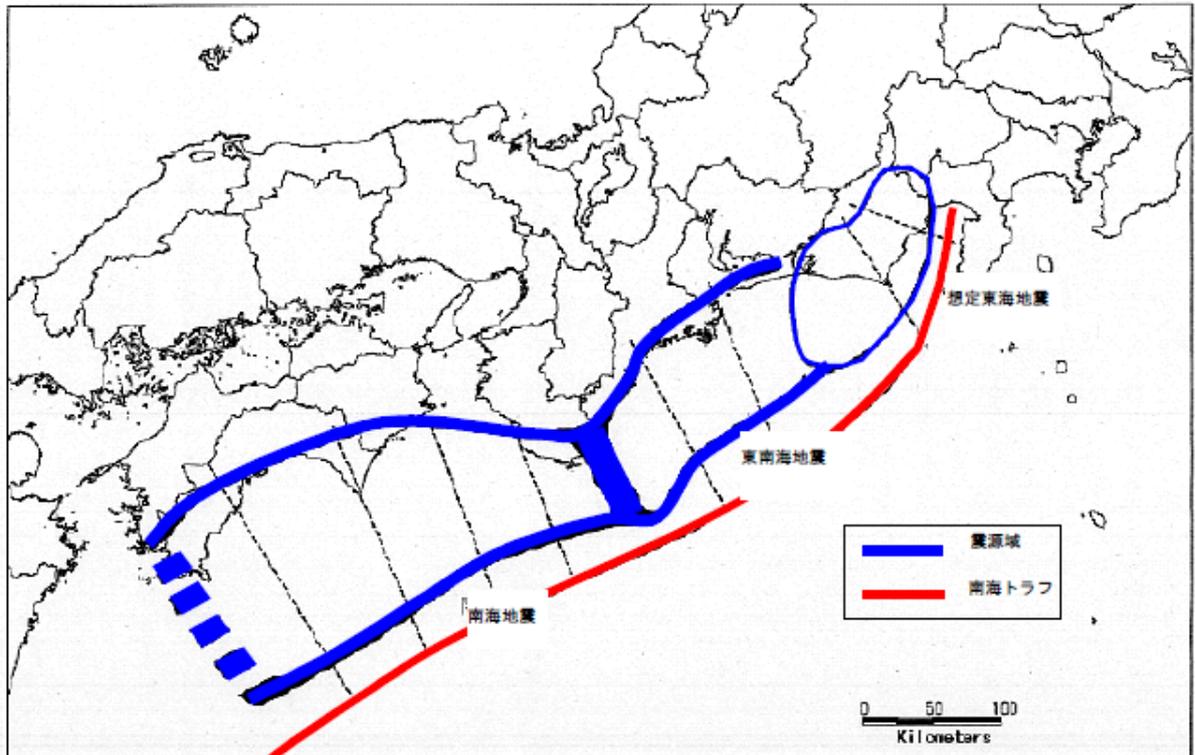
此花区は、大阪港湾に位置し、北を淀川、南に安治川が流れ、水に囲まれた地域となっている。区域全体として、標高の低い地域が多い。

## 2-2 此花区に影響を与える地震

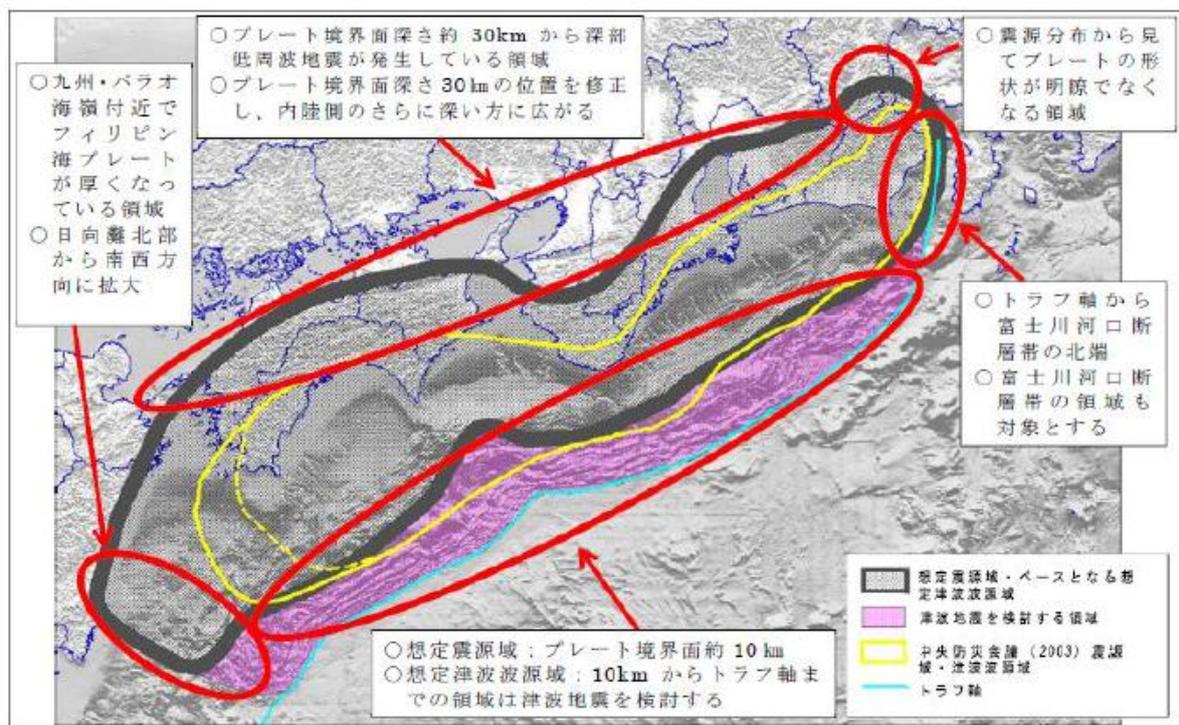
### (1) 南海トラフ巨大地震

海中における大陸プレートと海洋プレートの境界付近で発生する海溝型地震。マグニチュードが8を超え、此花区においても震度5弱～6弱となり、この地震により大阪湾に津波が襲来すると想定される。

南海トラフ説明図（東海、東南海、南海地震の想定震源域）



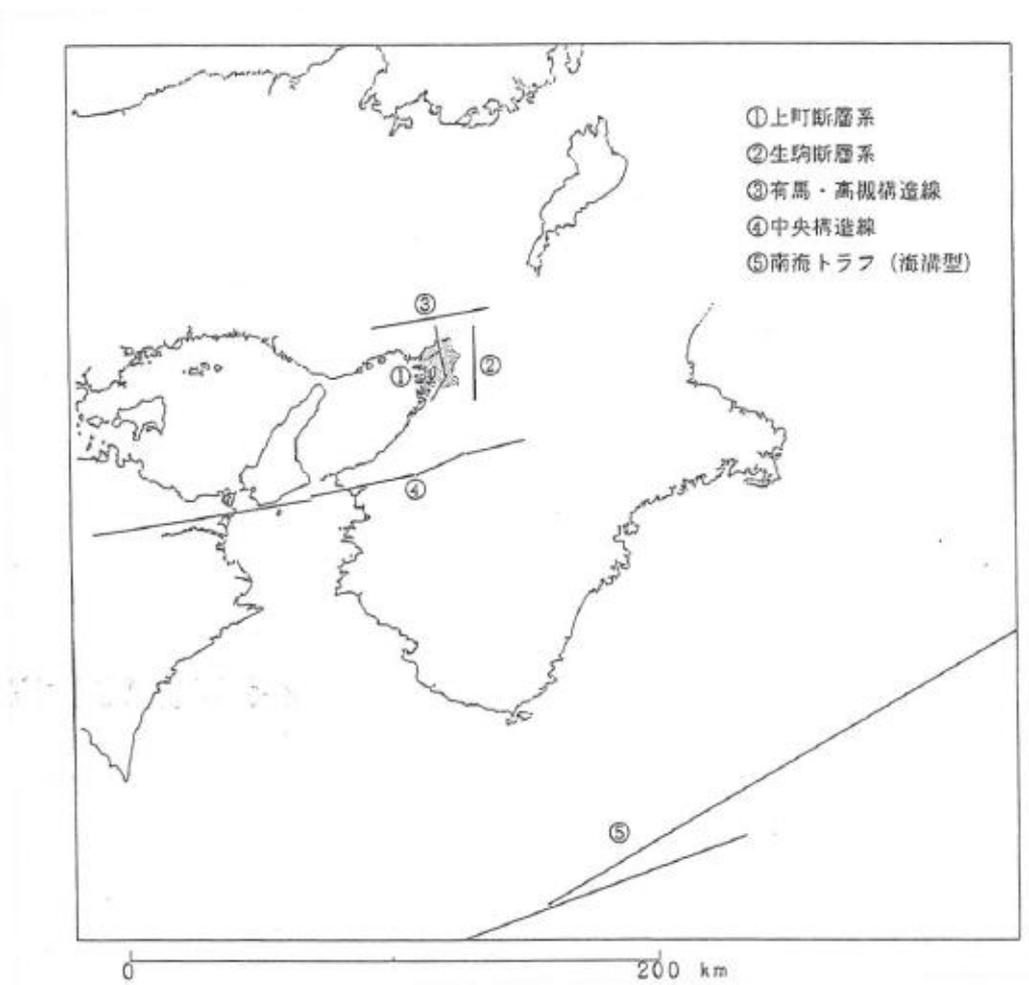
南海トラフ説明図（南海トラフ巨大地震の想定震源域）



（中央防災会議 南海トラフの巨大地震モデル検討会資料より）

## (2) 内陸型地震

陸地が震源となり発生する地震。特に大きな被害が想定されている地震が、大阪市の中央をたてにたおっている「上町断層」が震源となり発生する上町断層地震であり、此花区においても震度5強～6強の揺れが起きることが想定されている。この地震の場合には、津波の危険性はほとんどない。



注) 活断層：最近の地質時代に活動し、今後も活動する可能性のある断層

### 第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

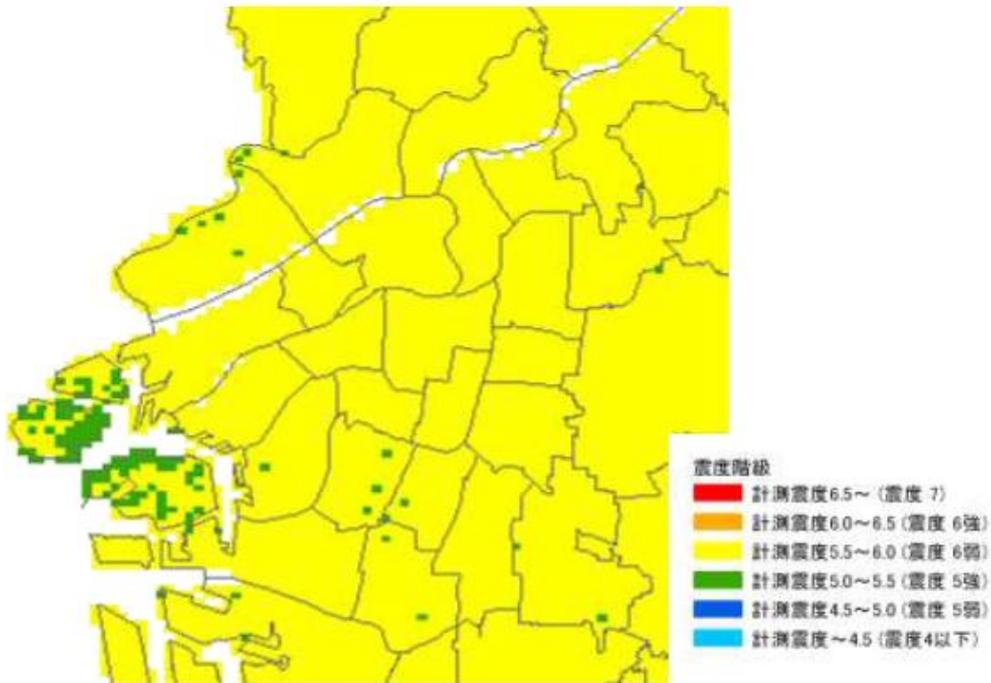
#### 3-1 災害想定

##### (1) 海溝型地震

それぞれの地震における震度分布予測は下図のとおり

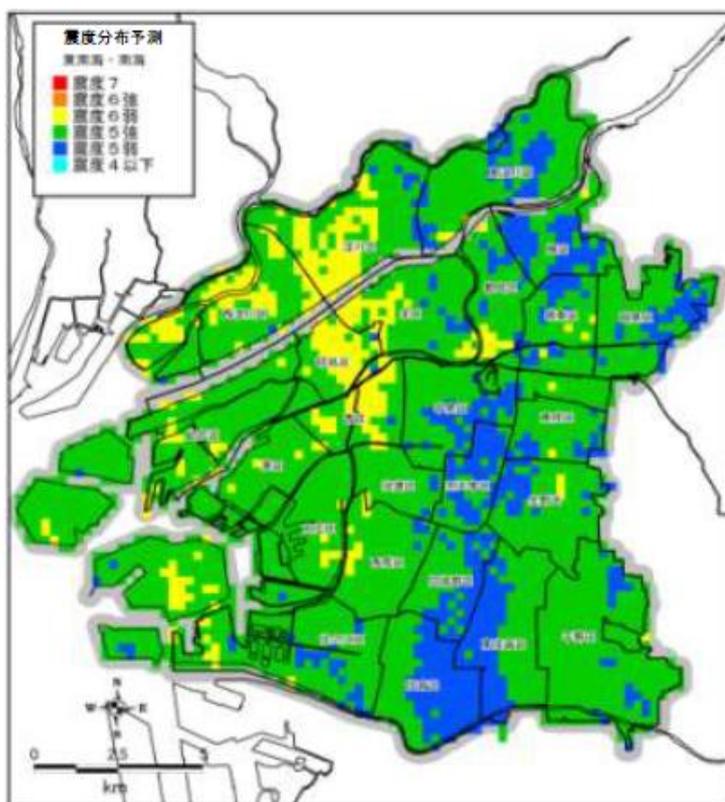
##### ① 南海トラフ巨大地震

東海地方から九州地方東海中の全域にかけて、同時に地震が発生した場合の想定。



##### ② 東南海・南海地震

東南海プレート、南海プレートのいずれかで地震が発生した場合の想定



(2) 津波

海溝型地震の場合には、区内全域に甚大な被害をもたらす津波が到来する可能性がある。

○ 津波高さ（最大値）

	南海トラフ巨大地震	東南海・南海地震
此花区	4. 1 m	3. 0 m

数値は「平均海面の高さ（海拔0 m）」からの津波高さ。

海の満潮・干潮により高さが変わることに注意。

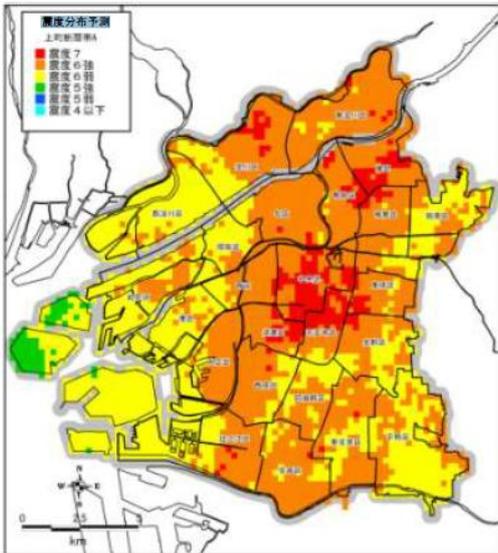
○ 津波到達時間（地震発生後最短到達時間（分））

此花区	1 1 3 分
-----	---------

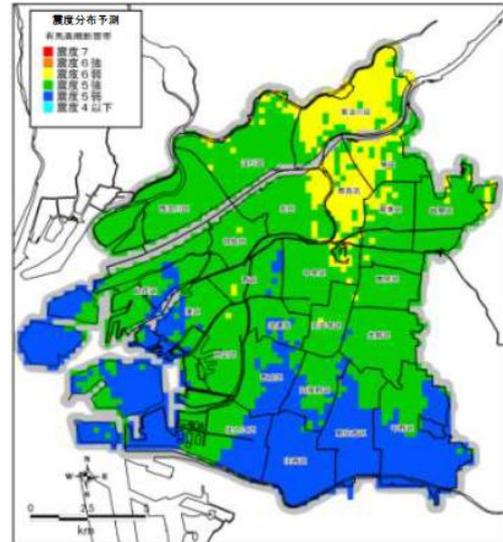
(3) 内陸型地震

それぞれの断層帯地震における震度分布予測は下図のとおり

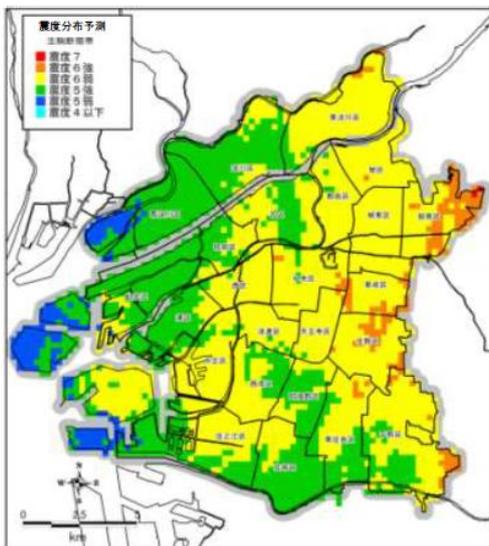
① 上町断層帯地震



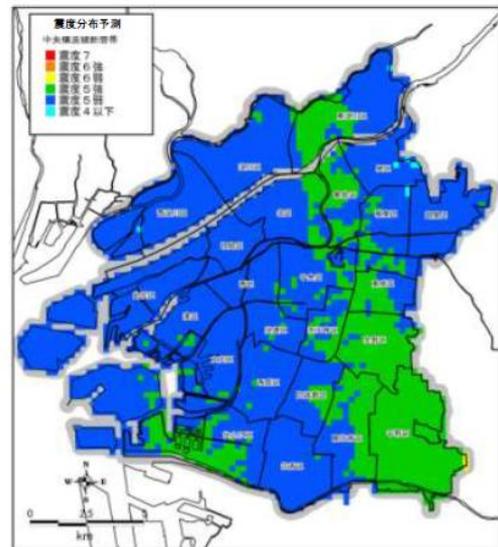
③ 有馬高槻断層帯地震



② 生駒断層帯地震



④ 中央構造線断層帯地震





### 3-2 被害想定

#### (1) 南海トラフ巨大地震

##### ①津波による浸水被害

津波による本市域における浸水被害は下図のとおり。

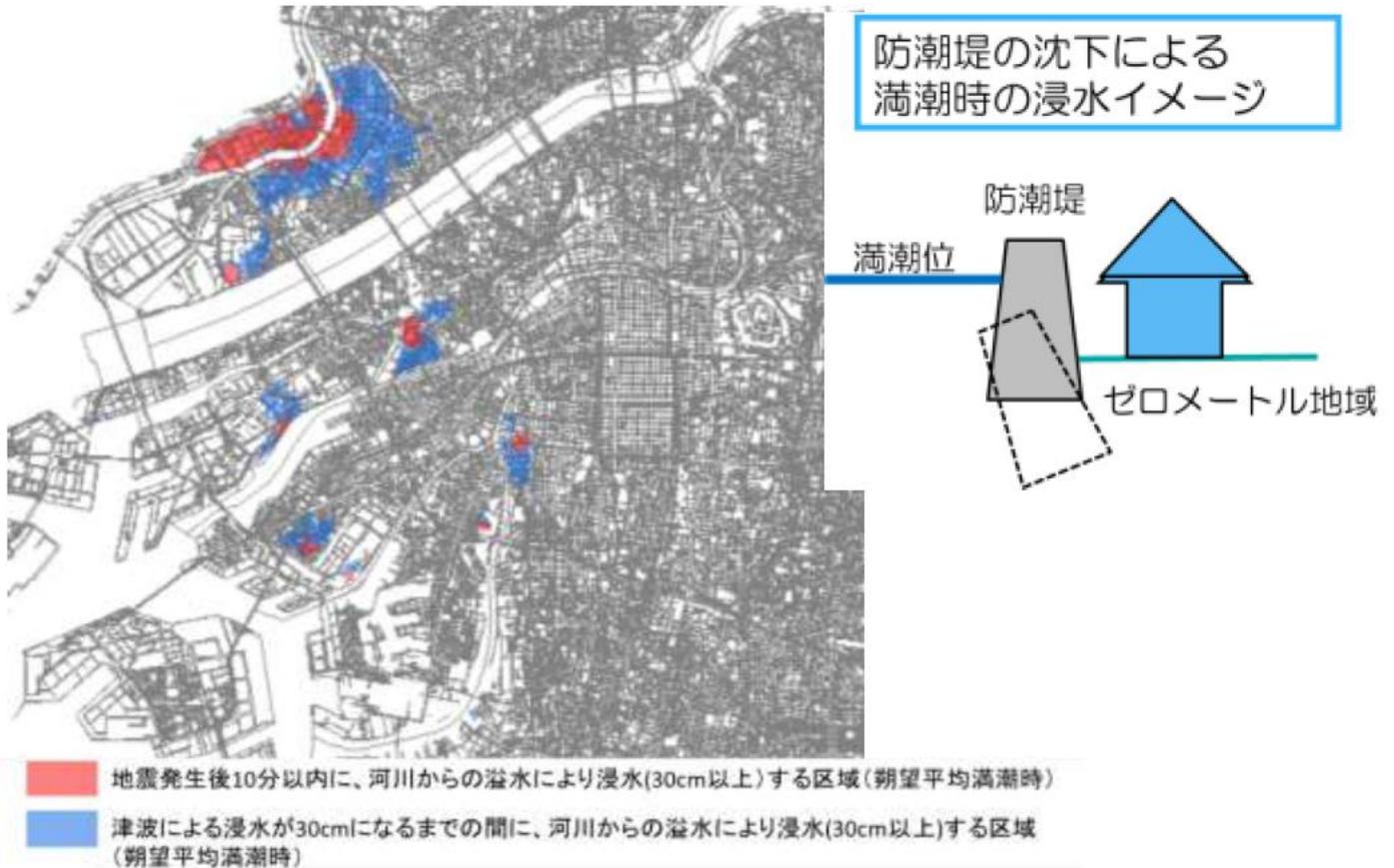


南海トラフ巨大地震浸水予測図

(平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

② 防潮堤の沈下等による浸水

地震の揺れによる堤防沈下等により津波到達前に浸水が始まる場合を想定（地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、海面が平均潮位時に津波到達前に浸水する箇所）



(平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

③ 南海トラフ巨大地震に係る「堤防沈下等」、「津波」による死者数

(平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

		北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	浪速
早期避難率 低	堤防沈下等	0	0	187	1,398	0	413	1,121	213	414
	津波	16,198	153	8,404	7,873	1	19,833	8,744	6,647	845
避難迅速化	堤防沈下等	0	0	2	591	0	38	421	103	308
	津波	0	0	0	0	0		0	0	0

		西淀川	淀川	城東	鶴見	住之江	住吉	西成	計
早期避難率 低	堤防沈下等	12,978	37	2,179	0	25	0	9	18,974
	津波	6,746	13,511	876	9	5,006	40	5,489	100,375
避難迅速化	堤防沈下等	5,665	24	730	0	0	0	0	7,882
	津波	0	0	0	0	0	0	0	0

## 第4節 区民・事業者・此花区役所の責務と役割

### 4-1 区民の責務・役割

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、区民は、自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加や、自らが所有または占有する建築物の安全性の向上等、災害に対する備えとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築き、その推進に努めなければならない。

### 4-2 事業者の責務・役割

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるとともに、従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供に努めなければならない。

また、事業者は、此花区役所の実施する防災・減災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に区民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努めなければならない。

さらに、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、本市が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 4-3 此花区役所の責務・役割

此花区役所は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、大阪市ほか防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。また、自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。

#### (1) 全般

此花区域内の防災に関する事務

#### (2) 災害予防に係る事項

- ① 防災に関する組織の整備
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 防災に関する訓練の実施

#### (3) 災害応急対策に係る事項

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 災害情報等の広報及び広聴
- ③ 水、食料、生活関連物資の供給
- ④ 義援金品の配分